

掲載内容

第1章 民事手続

第1 法律行為の前提となる能力

- 国籍離脱後も日本に在留するには
- 日本人と結婚した外国人の入国許可の要件は
- 在日外国人についての制限能力者宣言申立てはできるか
- 在日外国人についての失踪宣告申立てはできるか
- 在日外国人と夫婦になる場合の準拠法は
- 常居所の認定は
- 密接関連法の決定は
- 反致による準拠法の決定は
- 公序則の適用とは
- 在日外国人に戸籍法は適用されるか
- 在外日本人に戸籍法は適用されるか

第2 裁判管轄権

- 国際裁判管轄はどの地に認められるか

第2章 国籍等に関する手続

第1 国籍 (外国人と結婚した日本人女性の国籍)

- スイス人男性と結婚した日本人女性の国籍は

○韓国人男性と結婚した日本人女性の国籍は

- イラン人男性と日本方式で結婚した日本人女性の国籍は
(出生と国籍)

○アメリカ在住の日本人夫婦の間に生まれた子の国籍は

- 重国籍者が国籍留保をするには

○国籍留保の記載のある出生届が遅延した場合の子の国籍は

- 国籍留保の届出をしなかった子が国籍を再取得するには

○法務大臣から国籍選択の催告を受けた者が日本国籍を失わないためには

- 国籍選択を解消した者が日本国籍を再取得するには

○日本国籍を離脱するには

- 日本人父とタイ人母との間の非嫡出子が日本国籍を取得するには

○内縁関係にある日本人男性と外国人女性が出産を機に婚姻する場合に、その子が日本国籍を取得するには

○日本人男性と韓国人女性の間に生まれてくる子(非嫡出子)に日本国籍を取得させるには

○出生により日本国籍を取得した子は、出生後の中国人男性の撫養認知により、旧国籍法23条が適用され、出生時にさかのぼって日本国籍を失うか (戸籍と国籍)

○国籍の有無と戸籍の記載の関係は

○就籍とは

○父母がともに知らない場合の就籍は

第2 入国管理

○日本人の配偶者である外国人女性が永住許可を受けるには

○「日本人配偶者等」の在留資格を取得するには

○日本人との婚姻関係にあるが婚姻生活が破綻している外国人は「日本人の配偶者等」の在留資格を更新できるか

○日本人の実子である外国人の在留資格はどうなるのか

○在留資格を「留学」から「文化活動」に変更するには

○「技能」(コック)の在留資格の取得と在留期間の更新をするには

○「親族訪問」の短期滞在ビザを取得するには

○在留資格を「留学」から「人文知識・国

際業務」に変更するには

- 転職に関わる就労資格証明書の交付申請は
- 日本に滞在しているアメリカ人が、母親の病気見舞いに一時帰国する場合の手続きは

第3 外国人登録

- 新規に外国人登録をするには
- 外国人登録証明書の見方について
- 不法滞在者が外国人登録をするには
- 居住地変更の登録をするには
- 登録事項を訂正するには
- 外国人登録証明書の引替交付を受けるには
- 外国人登録証明書の再交付を受けるには
- 登録事項の確認(切替交付)を受けるには
- 本國に帰国する外国人は外国人登録証明書を持ち帰ることができるか

第4 帰化

- 10年間日本に居住している外国人家族が帰化するには
- 日本人と結婚している外国人が帰化するには
- 帰化届の手続と効力発生時期は
- 外国に帰化した日本人が日本国籍喪失の届出をするには
- 帰化たる養親の戸籍に日本人養子が入籍することの可否
- 帰化による氏名の変更に伴う各種手続は
- 第5 難民
- 難民認定を受けるには

第3章 涉外家族関係に関する手続

第1 婚姻 (婚姻の成立と効力)

- 外国人と日本人の婚姻の実質的成立要件は
- 日本人とラトヴィア人が日本で婚姻届を出す際の正当な証明書とは
- ルーマニア人の提出した前婚の離婚証明書は婚姻要件具備証明書となるか
- モルドバ共和国の結婚登録所発行の結婚の登記がないことの証明書は婚姻要件具備証明書となるか
- アメリカ人女性が日本で婚姻するには
- 日本人男女が外国で婚姻するには
- 日本人と中国人が中国で婚姻するには
- 日本人とフィリピン人が日本で婚姻するには
- サウジアラビア人と日本人が日本で婚姻するには
- ブラジル人を当事者とする婚姻の実質的成立要件と添付書面は
- 在留期限を超えて日本に在留する外国人女性と結婚し、日本で一緒に暮らせるか
- 6ヶ月前に日本人と離婚した外国人女性と結婚し、日本で一緒に暮らせるか
- 7ヶ月前に離婚した日本人女性は、インドネシア人男性と日本で結婚できるか
- 日本人妻の氏を在日韓国人夫の通称氏に変更するには
- 本国に本妻のいる外国人との結婚(重婚)を取り消すには
- 中国で成立した婚姻意思を欠く婚姻を無効にするには
- 扶養義務

○在日外国人配偶者に対して婚姻費用分担請求をするには

○在外日本人配偶者に対して婚姻費用分担請求をするには

○外国人配偶者の親族に対して扶養義務を負うか

○国際結婚をした夫婦間の財産問題の準拠法は

○在日外国人夫婦の妻は夫の契約不履行について損害賠償責任を負うか

○国際結婚をした夫婦の一方配偶者は他方

配偶者の債務の保証人になるか

第2 離婚

- 浮気が度を超している在日外国人配偶者と離婚するには
- 行方不明の外国人配偶者と離婚するには
- 在日外国人夫婦は日本で離婚できるか
- 一方が日本に在住している外国人夫婦は日本で協議離婚できるか
- イタリア人夫と日本人妻とのオランダ国法上の登録パートナーシップ制度に基づく同居契約解消登録によって離婚は成立するか
- 離婚制度のない国の国籍者と離婚できるか
- 裁判離婚しか認めていない国の国籍者と協議離婚できるか
- 外国人との離婚でも財産分与・慰謝料を請求できるか
- 離婚後本国に戻った妻に対する慰謝料額の算定基準は
- 外国人妻が一方的に得た外国離婚判決は日本でも有効か
- 日本の離婚判決は外国でも有効か
- 外国人妻と暮らしていた日本人が日本で離婚するには
- 帰化届の手續と効力発生時期は
- 外国に帰化した日本人が日本国籍喪失の届出をするには
- 帰化たる養親の戸籍に日本人養子が入籍することの可否
- 帰化による氏名の変更に伴う各種手続は
- 第5 難民
- 難民認定を受けるには

第3 出生・認知

(嫡出子)

- 在日外国人が、1年以上別居している日本人妻が出産した子との父子関係を否認するには
- 日本人と離婚して別の日本人と再婚したフィリピン人女性が離婚後300日以内に出産した子は現夫の嫡出子と認められるか
- 中国人父と韓国人母の間の嫡出子の称する氏は(非嫡出子の認知)
- 認知の準拠法と国際裁判管轄権は
- 父の本国法上認知制度がない場合でも認知届は受理されるか
- 外国人と婚姻中の日本人母からの非嫡出子の出生届は受理されるか
- 外国人との間に生まれた子の認知届に国籍証明書を添付できない場合は
- 虚偽の嫡出子出生届に認知届の効力はあるか
- 洗礼証明書が認知を証する書面として認められる場合は
- 在留期限を超過して日本に在留する外国人女性と結婚し、日本で一緒に暮らせるか
- 6ヶ月前に日本人と離婚した外国人女性と結婚し、日本で一緒に暮らせるか
- 7ヶ月前に離婚した日本人女性は、インドネシア人男性と日本で結婚できるか
- 日本人妻の氏を在日韓国人夫の通称氏に変更するには
- 本国に本妻のいる外国人との結婚(重婚)を取り消すには
- 中国で成立した婚姻意思を欠く婚姻を無効にするには
- 扶養義務

(非嫡出子の認知)

○認知の準拠法と国際裁判管轄権は

○父の本国法上認知制度がない場合でも認知届は受理されるか

○外国人と婚姻中の日本人母からの非嫡出子の出生届は受理されるか

○外国人との間に生まれた子の認知届に国籍証明書を添付できない場合は

○虚偽の嫡出子出生届に認知届の効力はあるか

○洗礼証明書が認知を証する書面として認められる場合は

○在留期限を超過して日本に在留する外国人女性と結婚し、日本で一緒に暮らせるか

○6ヶ月前に日本人と離婚した外国人女性と結婚し、日本で一緒に暮らせるか

○7ヶ月前に離婚した日本人女性は、インドネシア人男性と日本で結婚できるか

○日本人妻の氏を在日韓国人夫の通称氏に変更するには

○中国で成立した婚姻意思を欠く婚姻を無効にするには

○扶養義務

○在日外国人配偶者に対して婚姻費用分担請求をするには

○在外日本人配偶者に対して婚姻費用分担請求をするには

○外国人配偶者の親族に対して扶養義務を負うか

○国際結婚をした夫婦間の財産問題の準拠法は

○在日外国人夫婦の妻は夫の契約不履行について損害賠償責任を負うか

○国際結婚をした夫婦の一方配偶者は他方

方式により認知したとする報告の認知届は認められるか

(準正)

○準正の準拠法は

- 内縁関係にある外国人父と日本人母との間に生まれた子は父母の婚姻によって嫡出子となるか

第4 養子縁組・養子離縁

(養子縁組)

○当事者の居住地が異なる養子縁組許可の国際的管轄権は

○養子縁組の実質的成立要件の準拠法は

○日本人が外国人を養子にするには

○未婚の日本人が外国人成年者を養子にするには①

○未婚の日本人が外国人成年者を養子にするには②

○旧中華民国法の撫養養子制度により日本人を養子にすることができるか

○日本人が中国(台湾)人を養子にするには

○在日フランス人夫婦と日本人未成年者の養子縁組は日本家庭裁判所の許可で成立するか

○外国人が日本人配偶者の直系卑属を養子にするには

○外国人妻の非嫡出子と養子縁組をするには

○日本人夫婦の養子になった外国人の国籍・氏は

○在日フランス人夫婦が日本人幼児を特別養子とするには

○外国人で成立した特別養子縁組は日本でも有効か

○婚姻中の夫婦共同縁組を強制している国との養子縁組は

(養子離縁)

○在日フランス人夫婦と日本人未成年者の養子離縁の裁判管轄権は

○アメリカ人夫婦は日本の裁判所に日本人未成年者との養子離縁を申し立てができるか

○相続人のうちに行方不明がある場合は

○在日外国人の世話をしていた日本人女性は相続財産の分与を請求できるか

○失踪宣告により開始する相続の準拠法は(遺言)

○在日日本人が外国で遺言するには

○在日日本人が日本式である遺言内容の準拠法は

○相続人が外国人である場合でも特別受益証明書・相続放棄申述受理証明書を使用できるか

(各国別の登記申請上の留意点)

○被相続人が中国人である場合の登記申請上の留意点は

○被相続人が台湾人である場合の登記申請上の留意点は

○被相続人が韓国人である場合の登記申請上の留意点は

○被相続人が北朝鮮人である場合の登記申請上の留意点は

○被相続人がアメリカ人である場合の登記申請上の留意点は

○被相続人がカナダ人である場合の登記申請上の留意点は

第4章 涉外登記に関する手続

第1 涉外不動産登記

(登記申請)

○登記申請書等に外国文字を使用できるか

○外国人は通称名で登記申請できるか

○日本語を理解できない当事者と登記の立会いをするには

○外国人が購入した国内不動産の登記申請書作成上の留意点は

○外国会社が国内不動産に設定した抵当権の登記申請書作成上の留意点は

○外国人が出资して設立する内国会社の定款作成と認証手続は

○外国人が代表取締役として内国会社設立の登記を申請する場合の留意点は

○内国会社の代表取締役として設立登記を申請する在外日本人の印鑑の証明方法は

○外国会社の登記事項を証明する書面は(駐在員事務所を設置する場合)

○外国会社が日本国内に駐在員事務所を設置する場合、外国会社の登記申請は必要か

(営業所を設置する場合)

○外国会社が日本国内に営業所を設置する場合の登記申請手続は

○外国会社が日本国内に営業所を設置する場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は

○非居住者が居住者に1年を超える貸付期間で1億円を超える金銭を貸し付ける場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は

○非居住者が居住者から国内不動産に設定された抵当権を譲り受けた場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は

○居住者が居住者から国内不動産を購入した居住者が、国外にある銀行口座に代金を支払う場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は

○居住者が居住者から国内不動産を購入した居住者が、代金を支払う場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は

○居住者が居住者から国内不動産を購入した居住者が、代金を支払う場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は

○居住者が居住者から国内不動産を購入した居住者が、代金を支払う場合の外国為替及び外国貿易法上の手続は